

坂監公表第 5 号

職員措置請求(住民監査請求)に係る監査結果の公表
(市営京町団地一部入居者による市有財産占拠、不当駐車行為
による財務会計上の問題について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項
の規定により、職員措置請求(住民監査請求)に係る監査を行
ったので、監査結果を公表します。

令和8年9月24日

坂出市監査委員 吉田 耕一

坂出市監査委員 植原 泰

住民監査請求に係る監査の結果
(市営京町団地一部入居者による市有財産占拠、不当駐車行為による
財務会計上の問題について)

第1 請求の受理

1. 請求人

住所・氏名 省略

2. 請求書の受付日

令和8年7月29日

3. 請求の内容

(1) 請求の理由(要旨)

①市は、平成22年度の包括外部監査においても料金徴収の必要性について指摘がされていたにもかかわらず、市営京町団地の一部の入居者等による継続的な無料駐車を長年放置し、本来徴収又は整理すべき使用料相当額について何ら措置を講じていない。市は、市有財産の適正な管理義務を怠っている。

②市は、維持管理、補修、設備改善等の費用を公費により負担している。継続的な駐車に伴い発生する劣化や損傷、また、特定の者による利用に起因して発生した費用についても、将来的に公費による補修が必要となる可能性がある。これは、財務会計上の合理性を欠き、不当な公金支出にあたるものとする。

③請求人は、本件場所における継続的な駐車利用に伴う車両荷重、車両振動による構造物や駐車位置より下にある排水管への悪影響等を建設課に何度も指摘したが、市は安全性を裏付ける十分な確認をせず「問題ない」とする。これは、市の財務会計上、新たな損害が生じるおそれがある。

(2) 求める措置(要旨)

①本件場所や南側について、そもそも駐車場として利用することが法令、建築確認申請、条例その他関係法令等に適合しているかを確認し、適法性が認められない場合には、直ちに無償駐車及び占拠状態を是正し、違法又は不当な財務会計行為の防止に必要な措置を講ずること。

②監査委員において、現地調査を実施し、無償駐車及び占拠の事実の実態、亀裂や劣化等の事実を把握すること。

③本来徴収すべき使用料相当額（30,184,000 円）について、無償使用者又は市長、副市長及び関係職員に対し請求し、地方自治法その他関係法令に基づく損害回復その他必要な措置を講ずること。

④車両の進入及び駐車による荷重、振動、劣化、修繕、その他維持管理費への影響並びに公金支出の適法性及び妥当性について監査し、当該駐車行為に起因して生じた費用については、その負担の在り方を整理し、必要な措置を講ずること。

⑤本件に係る市有財産の管理及び運用が、地方自治法、地方財政法、坂出市公共物管理条例、坂出市営住宅及び同施行規則、その他関係法令に適合しているかを監査し、管理方法及び運用の抜本的な見直しを勧告すること。

⑥市長、副市長及び関係職員による違法又は不当な財務会計行為もしくは不作為が認められる場合には、その責任の所在を明らかにするとともに、速やかな是正措置、再発防止措置及び必要な損害回復措置を講ずるよう市長に勧告すること。

⑦監査の結果、財務会計上のみならず、安全管理、危機管理、市民対応及び公有財産管理上の重大な問題が認められる場合には、関係部署が連携し、速やかに改善措置を講ずるよう意見を付されたい。

⑧駐車行為のみならず、平成22年度の包括外部監査で指摘された内容の徹底的な改善や是正を、監査委員から市長に対して、勧告されたい。

4. 請求の要件審査及び受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、同年8月17日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1. 監査対象事項等

市営京町団地における一部入居者による市有財産の無償占拠・無料駐車の使用及び使用料等の不徴収や公金支出に関する市の怠る事実の有無。

2. 監査対象機関

建設経済部建設課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

①令和8年8月26日、請求人による陳述を聴取。同日、追加資料の提出を受けた。

②令和8年9月15日、追加資料の提出を受けた。

4. 監査対象機関の陳述等

令和8年9月1日に建設課の関係職員による陳述を聴取した。

5. 現地調査の概要

令和8年8月28日、市営京町団地における本件場所の利用状況及び現場の管理実態について、現地調査を実施した。

第3 監査の結果

1. 結論

監査の結果、本件請求は棄却とする。

2. 監査結果の理由

本件請求について、監査委員が実施した現地調査、請求人による陳述、関係課職員への事情聴取並びに提出された関係書類等を総合的に勘案し、慎重に審査した結果、本件請求を棄却とした理由は以下のとおりである。

まず、請求人は、市が市営京町団地の一部入居者等による継続的な無料駐車を長年放置し、本来徴収又は整理すべき使用料相当額について何ら措置を講じておらず、市有財産の適正な管理義務に違反していると主張する。

人工土地は区分所有建物として登記されており、本件場所は共用部分に該当する。本件場所はこれまで敷地内の共有スペースとして自治会が管理してきたものであるが、現在、作成には時間を要しているものの、担当課が管理規約の作成に向けた検討を行っていることが認められた。また、現地調査の結果、車両の駐停車や避難経路の確保、騒音に関する協力要請・注意喚起を促す張り紙が確認された。したがって、市の裁量権の範囲を逸脱して不当に放置しているとはいえない。

次に、請求人は、本件場所の維持管理、補修、設備改善等の費用は公費により負担しており、継続的な駐車等に伴い発生する劣化や損傷について、将来的に公費による補修が必要となる可能性があり、これは財務会計上の合理性を欠き、不当な公金支出に当たるものと主張する。

しかしながら、駐車の有無にかかわらず構造物は使用・経年等により劣化及び損傷するものであり、それを管理者である市が修繕することは当然のことである。そのため、市が構造物の修繕を公費により行うことは、当然、財務会計上の合理性を欠くことなく、不当な公金支出には該当しない。

次に、請求人は、本件場所について車両荷重、車両振動などによる構造物や駐車位置より下にある排水管への悪影響等を建設課に何度も指摘したが、市は安全性を裏付ける十分な確認をせず「問題ない」としていると主張する。

しかしながら、調査の結果、そもそも人工土地は車両の通行や駐車を想定して設計されており、乗用車の荷重によって構造物が大きな影響を受けるものではないことが確認できた。したがって、請求人の主張は憶測や主観によるものにすぎず、根拠がないものである。

第４ 意見（留意事項）

本件請求は棄却とするものの、今後の市営京町団地の維持管理に向けて、引き続き適切な取組を行っていくことが望ましい。